

## 地域の美術館・歴史博物館クラスター形成支援事業国庫補助要項

平成30年3月30日  
文化庁長官決定

### 1. 趣旨

この要項は、地域の文化財の魅力発信、観光振興、多言語化による国際発信、ユニークベニューの促進など、美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター(文化集積地)創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備に関する取組を支援するために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、美術館・歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法(昭和25年法律第214号)第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設、その他文化庁長官が認める施設。)を中核とし、構成員に文化施設を複数館含む実行委員会等とする。

なお、補助事業者は、地域においてクラスターが形成されることにより付加価値を創出し、民間資金を含む自己財源を増加させ、安定的に事業を実施するとともに自立が期待できるクラスター創出に係る計画を設定するものとし、文化庁長官は、毎年度成果を検証して次年度に反映させるとともに、必要に応じて支援の見直しを行うことができるものとする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、地域文化資源の面的・一体的整備に関する取組や地域と共働した創造活動及び緊急的かつ重点的な分野等の取組など、次に掲げる(1)、(2)の取組(実施する上で必要な調査研究を含む。)を有機的に組み合わせて展開する地域の美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター形成のための活動とする。

なお、美術館・歴史博物館が日常的に行うことが予定されている博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する等の事業については対象外とする。

#### (1) 地域の歴史、地域の有形無形文化財との連携、地域の人材交流

##### ア 地域の文化財の魅力発信

- ① 地域に存する文化財を総合把握し、その魅力についての情報発信
- ② 地域の宝となる文化財を掘り起こし、歴史的・学術的な価値づけによる新たな活用

##### イ 地域の文化財を活用した多様な活動の充実

- ① 地域の祭りや行事との連携による美術館・歴史博物館活動の活性化
- ② 子供、高齢者、障がい者、外国人を含むあらゆる人々に向けた美術館・歴史博物館の体験プログラムの提供

##### ウ 美術館・博物館の情報発信機能の強化

- ① 上記取組を通じて得られた情報、研究成果の蓄積の発信
- ② デジタルアーカイブを含めた収蔵品・展示品情報の多言語化の促進

##### エ 専門人材の育成・確保

- ① 美術館・歴史博物館と地域との連携を推進する外部の専門的人材の活用・確保

- ② 上記取り組みを支える人材の育成，専門性向上のための研修
- (2) 地域の文化施設等との連携
  - ア 地域の文化施設との連携による面的・一体的な企画の実施
  - イ 美術館・歴史博物館クラスター（集積地）としての広報活動

#### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は，次に掲げる経費とし，その明細は別紙のとおりとする。

##### (1) 主たる事業費

- ア 美術館・歴史博物館における地域の文化財の魅力発信に要する経費
- イ 美術館・歴史博物館における地域の多様な活動と連携した企画の実施に要する経費
- ウ 美術館・歴史博物館の情報発信機能の強化に要する経費
- エ 美術館・歴史博物館における地域との連携を推進するための専門的人材に要する経費
- オ クラスター形成に資する経費

##### (2) その他の経費

###### 事務経費

なお，補助対象事業に該当する場合であっても，実行委員会等の構成団体に対する委託費等及び建造物の建設費等，事業の目的から適当でない経費については，補助対象経費としないものとする。

#### 5. 収入

補助事業の遂行により収入（補助金を前払，又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売却代等を含む。）を生じた場合は，その分を当該年度の本事業に充当するものとする。

#### 6. 補助金の額

補助金の額は，補助対象経費の1/2を限度とする。

ただし，特に地域全体の高い付加価値創出が見込まれる場合であって，かつ，中核となる館の運営主体が都道府県・政令指定都市以外の場合において，事業規模，補助事業者の財政状況，補助事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し，特に必要と認められる場合には，補助対象経費のうちクラスター形成に資する経費に限り，予算の範囲内で補助金の額を調整することができるものとする。

(別表1)

対象経費の区分		項	目	目の細分	説明	
主たる事業費	ア 地域の文化財の魅力発信	事業費	コーディネーター料	有期雇用経費	外部専門の人材の雇用経費 ※中核館の人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと。	
	イ 地域にける多様な活動の充実		賃金	事務員賃金	期間業務職員として雇用する場合のみ ※中核館の人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと。 臨時に雇用する場合のみ	
	ウ 美術館・歴史博物館の情報発信機能の強化			作業員賃金 会場整理等賃金 資料整理等賃金 〇〇賃金	〃 〃 〃	
	エ 地域人材の育成・確保			共済費	社会保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ 同上のうち、健康診断に限る ボランティア保険等 危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る
	オ 地域の文化施設との連携				福利厚生費 傷害保険料 〇〇保険料	
				報償費	講師等謝金 指導謝金 原稿執筆謝金 翻訳謝金 〇〇謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外
				旅費	普通旅費 特別旅費 外国旅費 外国人招聘旅費	
				使用料及び借料	会場等借料 〇〇使用料 〇〇借料 〇〇損料	会場、機材等借料
				役務費	保管料 通信運搬費 広告料 作品保険料 〇〇保険料 手数料 雑役務費	輸送保険料、火災保険料等
				委託費	調査委託費 〇〇委託費	シンポジウム運営、映像・録音記録等
		請負費	〇〇請負費	会場設営等		
		需用費	消耗品費 印刷製本費 その他需用費	単価が10万円(税込)以下のものに限る		
その他の経費	事務経費	事務費	賃金	非常勤事務員賃金 〇〇賃金	臨時に雇用する場合のみ 〃	
			共済費	社会保険料 〇〇保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ	
			旅費	普通旅費	連絡旅費	
			役務費	通信運搬費 手数料 雑役務費	振込手数料等 写真撮影費等	
			需用費	消耗品費 印刷製本費 その他需用費	単価が10万円(税込)以下のものに限る 報告書印刷費、コピー代等	